蒜山団地用地	研修・福利厚生用地	岡山県真庭市	土地	15
ひるぜんセミナーハウス	研修・福利厚生	岡山県真庭市	建物・建物附属設備・構築物	1

⑵　減損の認識に至った経緯

宮山２団地、蒜山団地については、使用の方法が変化し当該固定資産が遊休状態となり、減損会計基準「第４　減損の認識」の１の⑴に該当するため、減損を認識するに至りました。

また、ひるぜんセミナーハウスについては、平成28年３月31日以降使用しないという決定をしており、減損会計基準「第４　減損の認識」の１の⑶に該当するため、減損を認識するに至りました。

⑶　減損額のうち損益計算書に計上した金額と計上していない金額の主要な固定資産ごとの内訳

（単位：百万円）

減損を認識した固定資産	損益計算書に計上した金額	損益計算書に計上していない金額
土地（宮山２団地）	―	68
土地（蒜山団地）	―	9
ひるぜんセミナーハウス	―	1

⑷　回収可能サービス価額の算出方法の概要

回収可能サービス価額は、正味売却価額により測定しており、正味売却価額は市場価格に基づいて算出しております。

減損の兆候が認められた固定資産に関する事項

⑴　減損の兆候が認められた固定資産の用途、種類、場所、帳簿価額等の概要

（単位：百万円）

減損の兆候が認められた固定資産	用　途	場　　所	種　類	帳簿価額（H27年度末帳簿価額）
桜の町宿舎	教職員宿舎	豊中市桜の町	建物・構築物	15
職員会館（箕面）	教育研究	箕面市粟生間谷東	建物	6
箕面・研究講義棟（Ｃ棟）	教育研究	箕面市粟生間谷東	建物・建物附属設備	35
箕面・研究講義棟（Ｄ棟）	教育研究	箕面市粟生間谷東	建物・建物附属設備	88

⑵　認められた減損の兆候の概要

上記固定資産における稼働率が50％以上低下しているため、減損の兆候が認められております。

⑶　減損の兆候の有無に際して複数の固定資産を一体として判定した場合における当該資産の概要及び当該資産が一体としてそのサービスを提供するものと判定した理由

桜の町宿舎については、建物、受水槽及び土留等からなり、これらは建物と補完的な関係を有する構築物であるため、一体としてそのサービスを提供するものと判定しております。

⑷　減損の認識に至らなかった理由

桜の町宿舎については、採用者等の入居が見込まれており、その使用目的に従った機能を現に有しているため、減損の認識には至らなかったものであります。

箕面キャンパスの研究講義棟Ｃ棟、研究講義棟Ｄ棟、及び箕面職員会館については、使用の方法が変化し当該固定資産が遊休状態となり、減損会計基準「第３　減損の兆候」の２の⑵に該当するものの、使用が想定されているため、減損の認識には至らなかったものであります。

翌事業年度以降の特定の日以後使用しないと決定した固定資産に関する事項

⑴　使用しないという決定を行った固定資産の用途、種類、場所、帳簿価額等の概要

（単位：百万円）

使用しないという決定を行った固定資産	用　途	場　　所	種　　類	帳簿価額（H27年度末帳簿価額）
津雲台合同宿舎	教職員宿舎	吹田市津雲台	建物・構築物	8

⑵　使用しなくなる日

使用しないという決定を行った固定資産	使　用　し　な　く　な　る　日
津雲台合同宿舎	平成28年12月31日（予定）

⑶　使用しないという決定を行った経緯及び理由

津雲台合同宿舎は、本学の教職員宿舎として保有し、教職員の福利厚生に資する役割を有しておりますが、施設の所在環境、施設・設備の老朽化等を総合的に勘案し、混住シェアハウス型学寮及び教職員宿舎に建替えることとし、平成28年12月31日以降使用しない決定を行いました。

⑷　回収可能サービス価額及び減損額の見込額

（単位：百万円）

使用しないという決定を行った固定資産	使用しなくなる日における帳簿価額	回収可能サービス価額	減損見込み額
津雲台合同宿舎	7	―	7

（注６）　利益剰余金のうち、法人移行時における固有の会計処理等に起因するものは、以下のとおりであります。

⑴　国からの承継時において、附属病院の建物、構築物等の時価評価等により、借入金見合いの資産の額が、当該借入金に係る債務負担額を下回っていたこと等によるもの

附属病院に関する借入金の元金償還額の累計	51,285百万円
当該借入金により取得した資産の減価償却費の累計	19,005百万円
利益剰余金に与える影響額（差引き）	32,279百万円